

(様式第1号)

平成26年度 第1回 芦屋市特別職報酬等審議会 会議録

日 時	平成26年10月24日(金) 午後1:00~午後2:15
場 所	芦屋市役所 北館4階 教育委員会室
出席者	会 長 岩田 弘三 副 会 長 内山 忠一 委 員 麻木 邦子 委 員 岩尾 實 委 員 高原 利栄子 委 員 津川 雅勇 委 員 夏川 龍也 委 員 西畑 洋子 委 員 船橋 久郎 欠席委員 新谷 勝彦 事 務 局 佐藤 徳治 総務部長 上田 剛 総務部職員課長 長谷 啓弘 総務部職員課労務・給与係長 小山 慶子 総務部職員課労務・給与係課員
事 務 局	総務部職員課
会議の公開	■ 公 開
傍 聴 者 数	0人

1 会議次第

- (1) 開会
- (2) 委嘱式
- (3) 市長あいさつ
- (4) 委員及び事務局員の紹介
- (5) 座長(会長選出までの司会役)の選出
- (6) 会長の選出
- (7) 会長挨拶
- (8) 議事
 - ・会の開会宣言
 - ・副会長の指名
 - ・会議運営の取決め事項の確認
 - ・議事録署名委員の指名
 - ・諮問書の交付
 - ・諮問理由の説明
 - ・提出資料の説明
 - ・諮問内容の審議
 - ・審議会の日程
- (9) その他

2 提出資料

芦屋市特別職報酬等審議会(参考資料) 一式

3 審議会開催前の事務手続

(1) 委員の委嘱

市長から各委員に委嘱状を交付

(2) 市長あいさつ

(3) 委員及び事務局員の紹介

芦屋市特別職報酬等審議会委員名簿（参考資料P. 1）参照

(4) 座長（会長選出までの司会役）の選出

事務局） 会長を委員の中からご指名いただくわけですが、この審議会では、これまで、まずは座長を選出し、座長には会長選出までの司会役をお願いしてきました。

今回も、同じやり方で進めていきたいと思っておりますので、事務局の方から座長の指名をさせていただきます。内山委員をお願いします。

(5) 会長の選出

座長） それでは、会長の選出を行いたいと思いますが、ご意見はありませんか。
（意見なし）

座長） ご意見がないようですが、事務局、従来はどのようにして決めていましたか。

事務局） 従来は、座長の方で指名していただいて、委員の皆さんに賛同を得るということでした。

座長） それでは、私の方で会長を指名し、委員に賛同を求めるといってよろしいでしょうか。

（異議なし）

座長） ご異議がないようでございますので、私の方で指名をさせていただきます。

それでは、岩田委員を指名させていただきます。

岩田会長よろしくお願い致します。

(6) 会長あいさつ

4 議事

(1) 開会宣言

会長） ただいまから、第1回芦屋市特別職報酬等審議会を開催いたします。会議の進行についてご協力をお願いいたします。

本日の会議は、委員10名中9名の出席を得ていますので、成立してい

ることを報告します。

(2) 副会長の指名

会 長) 審議に入る前に、決めておくべきことがありますので、次第に沿って進めてまいります。まず始めに副会長を決めさせていただきます。

芦屋市特別職報酬等審議会規則第2条第4項の規定によりまして、副会長に内山委員を指名させていただきます。

内山委員よろしく申し上げます。

(3) 会議運営の取決め事項の確認

会 長) 次に、会議の運営につきまして、取決め事項を定めておきたいと思えます。資料の2ページ取決め事項(案)について、事務局から朗読をお願いします。

(事務局朗読)

会 長) 取決め事項については、この案でよろしいでしょうか。

(異議なし)

会 長) それでは、取決め事項は、この案のとおりとします。

(4) 会議録署名委員の指名

会 長) 次に、会議録署名委員を決めたいと思えます。1回の会議につき2名必要ですので、名簿の上から順に2名ずつお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

(異議なし)

会 長) ご異議がないようですので、本日は、麻木委員と岩尾委員にお願いします。次回以降も、名簿順に2名ずつお願いいたします。

(5) 諮問書の交付

会 長) それでは、市長から諮問書の提出を受けたいと思えます。

(市長が会長に諮問書を提出)

(各委員に諮問書の写を配布)

会 長) 事務局は、諮問書を朗読してください。

(事務局、諮問書を朗読)

(市長退席)

(6) 諮問理由の説明

会 長) 事務局から諮問理由について、説明してください。

(事務局、諮問理由を説明)

(7) 提出資料の説明

会 長) 事務局から、本日提出されている資料について説明してください。
(事務局、資料を説明)

(8) 資料の質疑

会 長) 本日は、諮問内容についての質疑、本日提出されている資料に関する質疑を中心に行い、次回から、現行の報酬額の改定について審議していきたいと思っておりますがいかがでしょうか。

(異議なし)

会 長) 芦屋はここ10数年で人口が8万4千人から9万6千人程度まで増えてきています。それだけ都市化が進み、働きたい、住みたい街になってきているということだと思います。行政はどうすれば収入が増えるのか。人口が増えるという事はいい事なのではないでしょうか。

事務局) そうということです。

会 長) 良い産業も集まることにもなるのですか。

事務局) その事も考えた経過はあります。ただ芦屋市は「住みやすさと教育の良さ」に重点を置いています。

会 長) つまり芦屋市は健康で安全安心で住みやすい街という事が1番の売りだということですか。

事務局) そうということです。

委 員) 市民が増えても、子どもや若い方が増えているとなると教育とかにお金が使われることになる。そういう意味では人口が増えても必ずしも歳入が増えるという事にはならないのではないのでしょうか。ある程度の年代の方に住んでもらわないと難しい面もあるのでは。

事務局) その通りです。たしかにその瞬間だけ切り取ると限られた歳入の中で子育てにかかる経費というのは非常に多くかかることとなります。その瞬間はマイナス要素かもしれませんが、住み続けていただく街づくりを進めていく事によって、今後歳入の担い手となっていただけます。この事を目指すことこそが住宅都市としての芦屋市の生きる道ではないかと考えています。

会 長) 私立、公立、いずれも市にとっては経費がかかるのは同じですか。

事務局) かかります。

会 長) 同じ経費がかかるのですか。

事務局) そこは違います。例えば今回子育て支援に関して国が国策として取り上げ、平成27年度から子ども子育て支援計画を実行していくことになりま

すが、そこでは今の公立保育所と公立幼稚園、私立の幼稚園・保育園の形態がありますが、これに対して国は一定の基準で料金設定をしています。この考え方の中には差は設けられていません。その基準額に対して市が独自に決められる幅はありますが、これに対しても今の段階では芦屋市は同じ価格でいこうと考えています（これについてはまだ議会にも説明していませんので、あくまで市の考え方として）。私立については一定の基準が定められた上にオプションを付けられる場合がありますので、このオプションを選ばれた利用者の方はこのオプション分だけの値段が変わることになります。

委員) 資料に類似団体における特別職等の給料比較の表があるが、各自治体においては国から交付金をもらっているはず。自分のところで稼いでいないのにたくさんの報酬を得ている特別職もいると思う。それぞれの団体の交付金の額を教えてください。

事務局) 分かりました。196団体分の交付金の資料を次回準備させていただきます。

会長) その資料を見て何が分かることになるのか教えてください。

事務局) 経常収支比率や自主財源比率を確認できることになります。同じサービスを提供している自治体でも、それを自前のお金を使ってやっているのか、国からの交付金・補助金を元に同じサービスを提供しているのか、そういった事が分かるようになります。

会長) その資料が今回の審議会とどのような関係性になるのでしょうか。

事務局) 国から多額の交付金をもらっているにもかかわらず、自分たちの報酬を、報酬の多寡だけで決めるのはいかがなものかというご意見だと思います。自分のお金で芦屋市の運営がどれほどできているのかという事を比較して、そこで自主的な運営ができていると確認ができれば、ある程度の自主性を持って報酬を決めていけばいいのではないかと、という考え方もできると思います。それは資料として次回提供させていただきます。

会長) 特別職の報酬については、震災前はこういう金額だった、それを途中から減額してきて今こういう金額になったということですか。

事務局) そうことです。

委員) 確認ですが、今回の審議会で決めた報酬については、いつからいつまでの期間の報酬を決めることになるのでしょうか。

事務局) 諮問理由の1つとして説明しましたが、平成27年4月1日以降の教育

長は新しく特別職のポストとして位置付けられますので、スタートとしては4月1日に合わせて適用したいと考えています。ただ条例が市長・副市長・教育長に適用される条例と議員に適用される条例が違うので、それぞれ施行期日が違う場合も可能です。

役所は4月1日から3月31日までの年度区切り、市長市議会選挙は予定としては4月26日に実施されることになるので、この日付を念頭に置いてということも議員の場合にはあるかもしれません。議員は4月に選挙があるものの、議員の任期は6月11日がスタートになります（従前の例による）。それに合わせて改定する可能性はあります。

市長・副市長・教育長については教育長が4月1日に新たに特別職として位置付けられますので、それに合わせて4月1日スタートという事になると思います。

いつまでの期間という質問につきましては、双方とも期間は決まっていません。特段の状況の変化とか、あるいは審議会を開催しなければならない特別の事情・必要性が発生すれば、その時再度委員のみなさんに集まっていたいただき新たに審議させていただくことになります。その改正は審議会の答申をいただいた後になります。

委員) 条例が議会で否決されれば、審議自体も無駄になるということも考えられるのでしょうか。

事務局) 可能性としてゼロではありません。ただ委員のみなさんにご審議いただいて、その答申に基づいて出された議案なので、否決されることはあまり例がありません。そこはあまり考えなくてもいいと思います。

会長) 委員のみなさんできちんと議論して答申を作れば問題ないと思います。

委員) 地域手当が芦屋は高いという話をよく聞きます。資料を見ても地域手当が支給されているところとそうではないところもある。報酬は地域手当も含めたグロスの額で見る必要があると思う。その中で芦屋市の特別職は10%、宝塚市は12%出ているが、近隣市では支給されていないところもある。そこはどう考えていけばいいのでしょうか。

事務局) 我々一般職は人事院勧告を参考にして国家公務員に準拠した形で給与制度が作られています。この地域手当というものは人事院規則の中でそれぞれの地域における支給率が決められていますので、それをそのままそれぞれの地域で当てはめられています。当然ここに書かれていない地域もあれば、東京のように今回20%を加算しなさいと言われている地域も存在し

ます。その前提として地域格差を加算するために、あらかじめ本給を切り下げています。この地域手当ができるまでは、国家公務員は東京で仕事をするのも地方で仕事をするのも本給部分では同額でした。これはおかしいだろうという議論が始まりまして、一旦本給部分を切り下げ、地域手当で補完しようという考え方になりました。そういう経過からも、この地域手当というものは本給部分とみなされる手当ということになります。

国が地域手当を支給しなさいと言っていないにもかかわらず地域手当を支給している自治体はおそらくありません。逆に地域手当を加算しなさいと言われていたにもかかわらず、言われた率を加算していないところもあります。そういう地域を集約してみると、財政状況が非常に悪い自治体や国から膨大な借金や支援をもらっている自治体になります。

委員) 例えば東京や大阪など生活費が高いところで勤務する場合は本給で差を付けず地域給で差をつけるという事を民間会社でもされているということですね。ところがこの資料を見ても、また以前からの聞こえてくる市民からの声からしても、芦屋は特に高いのではないのかという議論があります。地域手当を今回諮問されている訳ではないですが、要はグロスでいくらなのかという議論もする必要があると思います。

委員) 地域手当の説明の中で本給を下げるという話があったと思うが、公務員の場合は何級何号という形で給料が設定されると思う。条例には給料表が掲載されているが、芦屋の給料表は地域手当を支給する際に本給が減額された給料表になっていなかったと思う。

事務局) 平成18年度の国の人事院勧告において、当時5%近い額を切り下げています。おそらくご覧になられているのは切り下げ後の額だと思います。平成17年度の給料表と見比べていただければ全国すべての自治体が下がっています。この下げた額を原資として地域の経済性の格差を地域手当で埋め直すということです。

会長) いろいろ質問が出ました。次回に回答する質問や新しい資料の請求もありました。事務局は、次回に回答・提出するようにしてください。

その他何か意見等ありますでしょうか。

委員) 語句の確認をしたい。条例等で給料・給与・報酬・手当という言葉が出てくるが、それらの意味を教えて欲しい。条例には記載されていなかった。

事務局) 言葉の使い分けについては地方公務員法に明示されています。給料は本給部分、それに手当を加えたのが給与になります。報酬は給料・手当の概

念がなく、労務の提供の対価として総額を支払うこととなります。代表的な例として、非常勤嘱託職員に賃金を支払う際は報酬という形で支給させてもらっています。これも条例で定められています。みなさんにお支払する報酬・旅費についても条例で定められています。

委員) 給料というものは職員それぞれに対して契約があつて、それぞれに格付けられたところで支給される。手当も職員に応じて支給される。ただこの名前の解釈については条例上明示されていないと思いますが。

事務局) 条例に記載しています。

委員) 今回給料等を決めていくに際して、総収入がどういったものか全体を明らかにしておきたい。給料は我々市民の市民税から支払われている。自分自身民間に40年勤め会社の採算が悪い時には給与をカットされた。アルバイトは家族手当がないとか。民間はいろんな手当を削られている中、公務員はいろんな手当がプラスされている。

どういう行為に対して報酬が支給されるのか、日当が支給されるのか。それは我々のことも含めて教えてもらいたい。

会長) 我々の報酬については今回の審議と関係がないのではないのでしょうか。ここで議論すべき事ではないと思いますが。

委員) 我々の事も含めた総収入の話を聞いた上で検討していきたい。

事務局) 説明できる資料を次回提示させていただきます。

(9) 審議会日程（答申までの日程）の決定

会長) 事務局は、審議会の今後の予定について説明してください。

(事務局、審議会日程を説明)

会長) 審議会の日程は以上のとおりですが、ご都合よろしいでしょうか。

(異議なし)

会長) それでは、ご多忙中とは存じますが、よろしく申し上げます。